

小矢部市空き店舗等情報バンク設置要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、小矢部市における空き店舗等の有効活用を通して、商工業の振興を図るため、小矢部市空き店舗等情報バンクの設置について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗等 小矢部市内に存する現に使用していない(近く使用しなくなるものを含む。)店舗、事務所、倉庫又は工場並びに事業の用に供するための土地で、建物においては一の建物に居住部分が含まれないものをいう。
- (2) 情報バンク 空き店舗等に係る情報登録者と情報利用者相互の情報提供を行うシステムをいう。
- (3) 情報登録者 空き店舗等に係る所有権その他空き店舗等を売却し、又は賃貸することができる権利を有する者をいう。
- (4) 情報利用者 空き店舗等の取得又は賃借を目的として、情報バンクからの空き店舗等の情報提供を希望する者であって、情報バンクに当該空き店舗等の情報を登録するものをいう。

(適用上の注意)

**第3条** この要綱の規定による手続は、情報バンクの利用によらない空き店舗等の取引を妨げるものではない。

(空き店舗等の情報の登録)

**第4条** 情報バンクへの空き店舗等の情報の登録を希望する者は、小矢部市空き店舗等情報バンク登録申込書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認のうえ、小矢部市空き店舗等情報バンク登録台帳(以下「空き店舗等台帳」という。)に登録するものとする。
- 3 第7条第1項第4号の規定に基づき空き店舗等台帳から抹消された情報登録者が、抹消後も継続して登録することを申し出た場合は、前2項の規定に関わらず、小矢部市空き店舗等情報バンク登録申込書の提出を求めることなく再度登録するものとする。

(情報利用の登録)

**第5条** 情報利用者は、小矢部市空き店舗等情報バンク利用登録申込書(様式第2号)に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認のうえ、小矢部市空き店舗等情報バンク情報利用者台帳(以下「情報利用者台帳」という。)に登録するものとする。
- 3 第7条第1項第4号の規定に基づき情報利用者台帳から抹消された情報利用者が、抹消後も継続して登録することを申し出た場合は、前2項の規定に関わらず、小矢部市空き店舗等情報バンク利用登録申込書の提出を求めることなく再度登録するものとする。

(情報バンクに係る登録事項の変更及び取下げ)

**第6条** 情報登録者及び情報利用者は、登録した事項に変更があったときは、小矢部市空き店舗等情報バンク登録事項変更等届出書(様式第3号)により、遅滞なくその旨を市長に届け出るものとする。登録した情報の取下げを行うときも、また同様とする。

(空き店舗等台帳及び情報利用者台帳の登録の抹消)

**第7条** 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、空き店舗等台帳及び情報利用者台帳の登録を抹消するものとする。

- (1) 情報登録者又は情報利用者から登録の取下げの申出があったとき。
  - (2) 登録の内容に虚偽があったとき。
  - (3) 情報利用者が空き店舗等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると市長が認めるとき。
  - (4) 登録から2年を経過したとき。
  - (5) その他登録することが適当でないと市長が認めるとき。
- 2 市長は、前項第2号から第5号までの規定による抹消をしたときは、その旨を情報登録者又は情報利用者に通知するものとする。

(情報提供等)

**第8条** 市長は、必要に応じ、情報登録者に対して、情報利用者台帳に登録された情報を提供するものとする。

- 2 市長は、情報登録者及び情報利用者が行う空き店舗等の売買及び賃貸借に関する交渉及び契約については、情報バンクに登録された事項の情報提供を除き、一切これに関与しないものとする。

(個人情報の取扱い)

**第9条** 情報登録者及び情報利用者は、情報バンクの利用で得た個人情報を他に漏らし、又は自己

の利益若しくは不当な目的のために取得し、収集し、作成し、及び利用してはならない。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

**附 則**

この告示は、公表の日から施行する。